

10:04 受

/ /

様式9-1(1/2)

応急措置の概要(原子炉施設)

(第20754報)

2020年 1月31日 10時00分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
 福島第一廃炉推進カンパニー
 福島第一原子力発電所
 原子力防災管理者 磯貝 智彦
 連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>(対応日時, 対応の概要) 本日9時33分頃、H8タンクエリア北側ポンプ室内において水溜まりがあることを、協力企業作業員が発見しました。</p> <p>状況は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発見時刻 9時33分頃 ・発生場所(設備名称) H8タンクエリア北側ポンプ室内 ・漏えい箇所 確認中 ・発見者 協力企業作業員 ・漏えい範囲 約90cm×10cm×深さ1mm ・拡大防止処置 ポンプ室堰内に留まっている ・漏えい継続の有無 確認中 ・外部への影響 なし <p>現在、現場状況を確認しており、状況が分かり次第お知らせします。</p> <p>【公表区分：C】</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

※添付の有・無

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

10:37受

1/1

様式0-1-(1/2)

(第20755報)

応急措置の概要 (原子炉施設)

2020年 1月31日 10時30分	
内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿	
第25条報告	報告者名 東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー 福島第一原子力発電所 原子力防災管理者 磯貝 智彦 連絡先 0240-30-9301
原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。	
原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)	(対応日時, 対応の概要) 第20754報でお知らせした、H8タンクエリア北側ポンプ室内における水溜まり事象について、その後の状況をお知らせします。 水溜まりの水についてスミヤ測定を実施したところ、バックグラウンドと同等であったことから雨水と判断しました。 【公表区分: その他】 水溜まりの水は雨水と判断したことから、公表区分を「C」から「その他」に変更しました。
	※添付の有・ <input checked="" type="radio"/> 無
その他の事項の対応(注3)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。

15:52受

1/11

様式0-1(1/2)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第20756報)

2020年 1月31日 15時30分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
 福島第一廃炉推進カンパニー
 福島第一原子力発電所
 原子力防災管理者 磯貝 智彦

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項口) (対応日時, 対応の概要) プラント関連パラメータ、タンクエリアパトロール結果等について、下記の通りお知らせいたします。
発生事象と対応の概要(注2)	<ul style="list-style-type: none"> ・プラント関連パラメータ [1月31日11時00分現在] ・集中廃棄物処理施設周辺 サブドレン水核種分析結果 [採取日 1月30日] ・福島第一原子力発電所構内排水路分析結果 [採取日 1月29日、30日] ・福島第一港湾内、放水口付近、護岸の詳細分析結果 護岸地下水 [採取日 1月27日、30日] ・福島第一港湾内、放水口付近、護岸の詳細分析結果 海水 [採取日 12月23日、1月27日、30日] ・発電所敷地内におけるモニタリング結果について、前回のお知らせから有意な変動はありません。 ・タンクエリアパトロール及び汚染水タンク水位計による常時監視において、漏えい等の異常はありません。 ・建屋滞留水の移送状況について、パトロール及び警報監視において、漏えい等の異常は確認されません。 <p>サブドレン他水処理施設一時貯水タンクJ、地下水バイパス一時貯留タンクグループ3の当社及び第三者機関による分析結果については、共に運用目標値を満足していたことから、2月1日に排水を実施します。 排水開始・終了の実績については、別途お知らせします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島第一原子力発電所 サブドレン・地下水ドレン浄化水の分析結果 [採取日 1月27日] ・福島第一原子力発電所、地下水バイパス 一時貯留タンク分析結果 [採取日 1月24日] <p>【公表区分：その他】</p> <p>※添付の有・無</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

2/11

福島第一原子力発電所 プラント関連パラメータ

2020年1月31日 11:00現在

【留意事項】
各計測値については、機器やその後の事後変更の影響を受けて、過剰の使用限度条件を
超えているものもあり、正しく測定されていない回数等のある計測値も存在している。
プラントの状態を把握するために、このような計測値の不確かさを考慮し、また、計測
の計測値から得られる情報を活用して気化の真実にも留意して総合的に判断している。

	1号機	2号機	3号機	4号機
原子炉注水状況	給水系: 2.4 m ³ /h CS系: 1.4 m ³ /h (1/31 11:00 現在) ※7	給水系: 1.4 m ³ /h CS系: 2.5 m ³ /h (1/31 11:00 現在) ※7	給水系: 1.5 m ³ /h CS系: 1.5 m ³ /h (1/31 11:00 現在)	
原子炉圧力容器 筒部温度	VESSEL BOTTOM HEAD (TE-263-69L1): 160 °C 原子炉 SKIRT JOINT 上部 (TE-263-69H1): 159 °C VESSEL DOWN COMMER (TE-263-69G2): 158 °C (1/31 11:00 現在)	VESSEL WALL ABOVE BOTTOM HEAD (TE-2-3-69H3): 199 °C RPV温度 (TE-2-3-69R): 19.4 °C (1/31 11:00 現在)	スカーション上部温度 (TE-2-3-69F1): 19.7 °C RPV筒部ヘッド上部温度 (TE-2-3-69H1): 18.5 °C (1/31 11:00 現在)	
原子炉格納容器 内温度	HVH-12A RETURN AIR (TE-1625A): 162 °C HVH-12A SUPPLY AIR (TE-1625F): 158 °C (1/31 11:00 現在)	RETURN AIR DRYWELL COOLER (TE-16-114B): 206 °C SUPPLY AIR D/W COOLER HVH2-16B (TE-16-114G#1): 19.9 °C (1/31 11:00 現在)	格納容器空調機戻り空気温度 (TE-16-114A): 20.1 °C 格納容器空調機供給空気温度 (TE-16-114F#1): 18.2 °C (1/31 11:00 現在)	
原子炉格納容器 圧力	0.22 kPa g (1/31 11:00 現在)	3.34 kPa g (1/31 11:00 現在)	0.41 kPa g (1/31 11:00 現在)	
蒸発系入流量 ※3	RPV (RVH-A): - Nm ³ /h (RVH-B): 1533 Nm ³ /h (JP-A): 1523 Nm ³ /h (JP-B): - Nm ³ /h PCV: - Nm ³ /h (1/31 11:00 現在) ※4	RPV-A: 6.78 Nm ³ /h RPV-B: 6.73 Nm ³ /h PCV: - Nm ³ /h (1/31 11:00 現在) ※4	RPV-A: 8.52 Nm ³ /h RPV-B: 8.50 Nm ³ /h PCV: - Nm ³ /h (1/31 11:00 現在) ※4	
原子炉格納容器 ガス管理システム 排水流量	26.2 m ³ /h (1/31 11:00 現在)	17.99 Nm ³ /h (1/31 11:00 現在)	20.34 Nm ³ /h (1/31 11:00 現在)	
原子炉格納容器 水素濃度 ※1	A系: 0.00 vol% B系: 0.00 vol% (1/31 11:00 現在)	A系: 0.03 vol% B系: 0.03 vol% (1/31 11:00 現在)	A系: 0.12 vol% B系: 0.11 vol% (1/31 11:00 現在)	
原子炉格納容器 放射能濃度 (Xe135) ※2	A系: 指示値 1.08E-03 Ba/cm ³ 検出限界値 3.40E-04 B系: 指示値 1.20E-03 Ba/cm ³ 検出限界値 3.10E-04 (1/31 11:00 現在) ※6	A系: 指示値 ND 検出限界値 1.5E-01 Ba/cm ³ B系: 指示値 ND 検出限界値 1.4E-01 Ba/cm ³ (1/31 11:00 現在)	A系: 指示値 ND 検出限界値 2.1E-01 Ba/cm ³ B系: 指示値 ND 検出限界値 2.2E-01 Ba/cm ³ (1/31 11:00 現在)	
使用済燃料プール 水温度	196 °C (1/31 11:00 現在)	198 °C (1/31 11:00 現在)	19.1 °C (1/31 11:00 現在) ※5	
FPC 水位	3.75 m (1/31 11:00 現在) ※6	2.44 m (1/31 11:00 現在)	5.39 m (1/31 11:00 現在)	228 X100mm (1/31 11:00 現在)

【計測値の単位】
※1: 原子炉格納容器の排水流量は0.00 vol%と表示する。(水素濃度が極めて低い場合は、計測値に0.00 vol%と表示される場合があります。)
※2: 原子炉格納容器の放射能濃度はBa/cm³と表示する。(放射能濃度が極めて低い場合は、計測値にNDと表示される。)
※3: 蒸発系入流量は原子炉格納容器の排水流量と表示する。(水素濃度が極めて低い場合は、計測値に0.00 vol%と表示される。)
※4: 1号機格納容器の排水流量は原子炉格納容器の排水流量と表示する。(水素濃度が極めて低い場合は、計測値にNDと表示される。)
※5: 原子炉格納容器の放射能濃度はBa/cm³と表示する。(放射能濃度が極めて低い場合は、計測値にNDと表示される。)
※6: 原子炉格納容器の放射能濃度はBa/cm³と表示する。(放射能濃度が極めて低い場合は、計測値にNDと表示される。)
※7: 作業者の注水流量を指す。

2020年1月31日

集中廃棄物処理施設周辺 サブドレン水核種分析結果

I-131(Bq/L)

Table with 17 columns (1/12 to 1/30) and 9 rows of data for I-131 measurements at various locations.

CS-134 (Bq/L)

Table with 17 columns (1/12 to 1/30) and 9 rows of data for CS-134 measurements at various locations.

CS-137 (Bq/L)

Table with 17 columns (1/12 to 1/30) and 9 rows of data for CS-137 measurements at various locations.

- 測定箇所: ①4号T/B建屋南東, ②プロセスマン建屋北東, ③プロセスマン建屋南東, ④プロセスマン建屋南西, ⑤焼固体系集物減容処理建屋南, ⑥サイトハンカ建屋南西, ⑦焼固体系集物減容処理建屋北, ⑧焼固体系集物減容処理建屋南東, ⑨サイトハンカ建屋南東

※I-131はサンプリング・測定を実施していません。
※⑥は④が採取不可となつたため、地下水流の上流側として選定し、週1回程度の頻度で測定(2011/4/29~)
※⑦は地下水流の下流側であることから、追加で測定(2011/5/26~)
※⑧を追加で測定(2011/5/30~)
※⑨を追加で測定(2011/8/2~)
※⑩は検出限界値未満を示し、() 内に検出限界値を示す。

2020年1月31日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一 廃炉推進カンパニー

福島第一原子力発電所構内排水路分析結果

単位: Bq/L

	A排水路							物揚場排水路						
	1月24日	1月25日	1月26日	1月27日	1月28日	1月29日	1月30日	1月24日	1月25日	1月26日	1月27日	1月28日	1月29日	1月30日
採取日	7:50	7:30	7:30	7:40	7:45	7:54	8:00	7:55	7:35	7:35	7:45	7:50	7:58	8:05
採取時刻	0	0	0	0	15	59.5	0	0	0	0	0	15	59.5	0
降雨量 (mm/日)	解析中	解析中	解析中	解析中	解析中	解析中	解析中	解析中	解析中	解析中	解析中	解析中	解析中	解析中
流量 (m ³ /秒)	ND(0.61)	0.65	ND(0.54)	ND(0.79)	1.3	0.88	ND(0.54)	ND(0.46)	ND(0.84)	ND(0.61)	ND(0.77)	ND(0.64)	1.3	ND(1.1)
Cs-134 (約2年)	3.6	11	9.9	9.1	18	9.9	4.7	0.96	0.88	1.3	1.0	5.0	22	8.1
Cs-137 (約30年)	5.3	16	16	16	26	12	7.2	ND(3.2)	ND(2.8)	ND(2.7)	ND(3.6)	8.2	34	15
全β	-	-	-	-	-	ND(9.0)	-	-	-	-	-	-	ND(9.0)	-
H-3 (約12年)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

単位: Bq/L

	K排水路							BC排水路						
	1月24日	1月25日	1月26日	1月27日	1月28日	1月29日	1月30日	1月24日	1月25日	1月26日	1月27日	1月28日	1月29日	1月30日
採取日	6:00	6:00	6:00	6:00	7:00	7:20	6:00	6:00	6:35	6:00	6:00	6:00	6:00	6:00
採取時刻	0	0	0	0	15	59.5	0	0	0	0	0	15	59.5	0
降雨量 (mm/日)	解析中	解析中	解析中	解析中	解析中	解析中	解析中	解析中	解析中	解析中	解析中	解析中	解析中	解析中
流量 (m ³ /秒)	ND(0.73)	ND(0.88)	ND(0.80)	ND(0.50)	0.54	17*	4.2	ND(0.58)	ND(0.57)	ND(0.69)	ND(0.68)	ND(0.62)	ND(0.77)	ND(0.74)
Cs-134 (約2年)	4.4	5.2	4.3	5.5	6.4	240*	67	ND(0.76)	ND(0.85)	ND(0.77)	ND(0.91)	ND(0.84)	2.7	ND(0.80)
Cs-137 (約30年)	10	8.0	7.0	6.0	10	330*	100*	ND(3.0)	ND(3.6)	ND(2.9)	ND(2.7)	ND(3.2)	9.6	26
全β	-	-	-	-	-	15	-	-	-	-	-	-	ND(9.0)	-
H-3 (約12年)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

* 本枠内が今回公表データ。他は1月30日までにお知らせ済み。

* 測定対象外の項目は「-」と記す。

* NDは検出限界値未満を表し、()内に検出限界値を示す。

* 降雨の影響により上昇したと考えられる。

4/11

2020年1月31日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

福島第一港湾内、放水口付近、護岸の詳細分析結果(1/5)護岸地下水

単位: Bq/L (塩素除く)

採取日	地下水観測孔 No.0-1	地下水観測孔 No.0-1-2	地下水観測孔 No.0-2	地下水観測孔 No.0-3-1	地下水観測孔 No.0-3-2	地下水観測孔 No.0-4	地下水観測孔 No.1	地下水観測孔 No.1-6	地下水観測孔 No.1-8	地下水観測孔 No.1-9 ^③	地下水観測孔 No.1-11	地下水観測孔 No.1-12	地下水観測孔 No.1-14	地下水観測孔 No.1-16	地下水観測孔 No.1-17
採取時刻															
塩素(単位: ppm)															
Cs-134(約2年)															
Cs-137(約30年)															
その他															
γ															
全β															
H-3(約12年)															
Sr-90(約29年)															

採取日	12号機 ウエルポイント 汲み上げ水	地下水観測孔 No.2	地下水観測孔 No.2-1	地下水観測孔 No.2-2	地下水観測孔 No.2-3	地下水観測孔 No.2-5 ^④	地下水観測孔 No.2-6	地下水観測孔 No.2-7	地下水観測孔 No.2-8	23号機 改修ウエル 汲み上げ水	地下水観測孔 No.3	地下水観測孔 No.3-2	地下水観測孔 No.3-3	地下水観測孔 No.3-4	地下水観測孔 No.3-5 ^⑤	34号機 改修ウエル 汲み上げ水
採取時刻		1月27日 7:14	1月27日 7:47	1月27日 8:00	1月27日 8:09	1月27日 7:23	1月27日 7:35									
塩素(単位: ppm)																
Cs-134(約2年)		ND(0.28)	ND(2.7)	2.6		ND(0.35)	ND(0.35)									
Cs-137(約30年)		0.40	49	41		1.3	ND(0.49)									
その他																
γ																
全β		300	220	13,000	71,000	380	4,100									
H-3(約12年)		240	660	8,500	580	580	410									
Sr-90(約29年)																

* 太枠内が今回公表データ。他は1月28日にお知らせ済み。
 * NDは検出限界値未満を表し、「その他γ」を除き()内に検出限界値を示す。
 * 測定対象外の項目は「-」と記す。また、「その他γ」は検出されたときに記す。
 (注) No.1-9; 2-5, 3-5は、採水器による採取であるため、γ測定は実施せず。全βは参考値としての過後に測定。

5/11

6/11

福島第一港湾内、放水口付近、護岸の詳細分析結果(2/5)護岸地下水

単位: Bq/L (塩素除く)

	地下水観測孔 No.0-1	地下水観測孔 No.0-1-2	地下水観測孔 No.0-2	地下水観測孔 No.0-3-1	地下水観測孔 No.0-3-2	地下水観測孔 No.0-4	地下水観測孔 No.1	地下水観測孔 No.1-6	地下水観測孔 No.1-8	地下水観測孔 No.1-9(塩)	地下水観測孔 No.1-11	地下水観測孔 No.1-12	地下水観測孔 No.1-14	地下水観測孔 No.1-16	地下水観測孔 No.1-17
採取日				1月30日											
採取時刻				7:00											
塩素(単位: ppm)															
Cs-134(約2年)				ND(0.39)											
Cs-137(約30年)				ND(0.45)											
その他															
γ															
全β				56											
H-3(約12年)				分析中											
Sr-90(約29年)															

	1,2号機 ウエルポイント 汲み上げ水	地下水観測孔 No.2	地下水観測孔 No.2-2	地下水観測孔 No.2-3	地下水観測孔 No.2-5(塩)	地下水観測孔 No.2-6	地下水観測孔 No.2-7	地下水観測孔 No.2-8	2,3号機 改修ウエル 汲み上げ水	地下水観測孔 No.3	地下水観測孔 No.3-2	地下水観測孔 No.3-3	地下水観測孔 No.3-4	地下水観測孔 No.3-5(塩)	3,4号機 改修ウエル 汲み上げ水
採取日		1月30日	1月30日	1月30日				1月30日		1月30日	1月30日	1月30日	1月30日	1月30日	1月30日
採取時刻		7:16	7:39	7:57				7:28		7:16	7:39	7:29	7:01	7:07	8:10
塩素(単位: ppm)															
Cs-134(約2年)		ND(0.30)	3.2	3.4				ND(0.39)		ND(0.29)	ND(1.6)	ND(6.0)	ND(0.82)		ND(0.35)
Cs-137(約30年)		0.73	50	60				0.96		ND(0.36)	3.8	62	3.5		1.3
その他															
γ															
全β		260	220	13,000				3,800		130	480	2,000	ND(12)	31	31
H-3(約12年)		分析中	分析中	分析中				分析中		分析中	分析中	分析中	分析中	分析中	分析中
Sr-90(約29年)															

* NDは検出限界値未満を表し、「その他γ」を除き()内に検出限界値を示す。
 * 測定対象外の項目は「-」と記す。「その他γ」は検出されたときに記す。
 (注) No.1-9, 2-5, 3-5は、採水器による採取であるため、γ測定は実施せず。全βは参考値としてろ過後に測定。

7/11

福島第一港湾内、放水口付近、護岸の詳細分析結果(3/5)海水

単位: Bq/L

採取日	採取時刻	福島第一5.6号機放水口北側(T-1)	福島第一6号機取水口前	福島第一物揚場前	福島第一1~4号機取水口内北側(東護岸北側)	福島第一1~4号機取水口内南側(遮水壁前)	福島第一南放水口付近(T-2)	福島第一港湾口	福島第一港湾内東側	※告示濃度限度	WHO飲料水水質ガイドライン
採取日			12月23日	12月23日	12月23日	12月23日	12月23日	12月23日			
採取時刻			8:10	7:47	7:55	7:02	7:02				
Cs-134 (約2年)			ND(0.40)	ND(0.50)	0.49	ND(0.41)	ND(0.41)			60	10
Cs-137 (約30年)			ND(0.46)	2.0	4.8	ND(0.39)	ND(0.39)			90	10
全β			15	ND(12)	13	ND(13)	ND(13)				
H-3 (約12年)			ND(1.8)	13	29	ND(1.4)	ND(1.4)			60,000	10,000
Sr-90 (約29年)			0.014	0.42	1.6	0.0050	0.0050			30	10

単位: Bq/L

採取日	採取時刻	福島第一港湾内西側	福島第一港湾内北側	福島第一港湾内南側	福島第一港湾中央	福島第一北防波堤北側(T-0-1)	福島第一港湾口北東側(T-0-1A)	福島第一港湾口東側(T-0-2)	福島第一港湾口南東側(T-0-3A)	福島第一南防波堤南側(T-0-3)	※告示濃度限度	WHO飲料水水質ガイドライン
採取日			12月23日	12月23日	12月23日	12月23日	12月23日	12月23日				
採取時刻			7:12	7:08	7:08	7:08	7:08					
Cs-134 (約2年)			ND(0.27)	ND(0.49)	ND(0.49)	ND(0.49)	ND(0.49)				60	10
Cs-137 (約30年)			ND(0.35)	ND(0.50)	ND(0.50)	ND(0.50)	ND(0.50)				90	10
全β			17	ND(13)	ND(13)	ND(13)	ND(13)					
H-3 (約12年)			ND(1.8)	ND(1.8)	ND(1.8)	ND(1.8)	ND(1.8)				60,000	10,000
Sr-90 (約29年)			0.013	ND(0.11)	ND(0.11)	ND(0.11)	ND(0.11)				30	10

* 本枠内が今回公表データ。他は12月24日、27日、31日にお知らせ済み。

* NDは検出限界値未満を表し、()内に検出限界値を示す。

* 測定対象外の項目は「-」と記す。

* 物揚場前は、シルトフェンス開閉を行った日は開閉実施後にもサンプリングを実施。

※ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度 (別表第1第六欄:周辺監視区域外の水中の濃度限度[本表では、Bq/cm³の表記をBq/Lに換算した値を記載])

80
11

福島第一港湾内、放水口付近、護岸の詳細分析結果(4/5)海水

単位: Bq/L

採取日	福島第一5.6号機放水口北側(T-1)	福島第一6号機取水口前	福島第一物揚場前	福島第一1~4号機取水口内北側(東浜線北側)	福島第一1~4号機取水口内南側(避水壁前)	福島第一南放水口付近(T-2)	福島第一港湾口	福島第一港湾内東側	※ 告示濃度限度	WHO飲料水水質ガイドライン
採取日	1月27日	1月27日	1月27日	1月27日	1月27日	1月27日	1月27日			
採取時刻	7:30	7:15	7:32	7:13	7:20	7:00				
Cs-134 (約2年)	ND(0.55)	ND(0.38)	ND(0.58)	ND(0.57)	ND(0.39)	ND(0.57)			60	10
Cs-137 (約30年)	ND(0.83)	ND(0.45)	ND(0.48)	1.4	2.5	ND(0.68)			90	10
全β	12	ND(13)	ND(13)	ND(13)	ND(13)	13				
H-3 (約12年)	ND(0.84)	ND(1.8)	ND(1.8)	9.1	44	ND(0.84)			60,000	10,000
Sr-90 (約29年)	—	—	分析中	分析中	分析中	—			30	10

単位: Bq/L

採取日	福島第一港湾内西側	福島第一港湾内北側	福島第一港湾内南側	福島第一港湾中央	福島第一北防波堤北側(T-0-1)	福島第一港湾口北東側(T-0-1A)	福島第一港湾口東側(T-0-2)	福島第一港湾口南東側(T-0-3A)	福島第一南防波堤南側(T-0-3)	※ 告示濃度限度	WHO飲料水水質ガイドライン
採取日											
採取時刻											
Cs-134 (約2年)										60	10
Cs-137 (約30年)										90	10
全β										60,000	10,000
H-3 (約12年)										30	10
Sr-90 (約29年)											

* 本表内が今回公表データ。他は1月28日にお知らせ済み。
 * NDは検出限界値未満を表し、()内に検出限界値を示す。
 * 測定対象外の項目は「—」と記す。
 * 物揚場前は、シルトフェンス閉鎖を行った日は開閉実施後にもサンプリングを実施。

※ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度(別表第1第六欄:周辺監視区域外の水中の濃度限度[本表では、Bq/cm³の表記をBq/Lに換算した値を記載])

9/11

福島第一港湾内、放水口付近、護岸の詳細分析結果(5/5)海水

単位: Bq/L

	福島第一 5.6号機 放水口北側 (T-1)	福島第一 6号機 取水口前	福島第一 物揚場前	福島第一 1~4号機 取水口内北側 (東芝除染北側)	福島第一 1~4号機 取水口内南側 (遮水壁前)	福島第一 南放水口 付近 (T-2)	福島第一 港湾口	福島第一 港湾内 東側	※ 告示濃度 限度	WHO飲料水 水質ガイドライン
採取日	1月30日	1月30日	1月30日	1月30日	1月30日	1月30日	1月30日	1月30日		
採取時刻	8:20	8:10	7:55	7:35	7:40	7:20	6:54	6:52		
Cs-134 (約2年)	ND(0.78)	ND(0.61)	ND(0.46)	ND(0.43)	1.3	ND(0.67)	ND(0.44)	ND(0.37)	60	10
Cs-137 (約30年)	ND(0.65)	ND(0.53)	0.72	4.6	20	ND(0.59)	1.7	0.87	90	10
全β	—	ND(13)	ND(13)	16	28	12	ND(12)	13		
H-3 (約12年)	—	—	—	—	—	—	—	—		
Sr-90 (約29年)	—	—	—	—	—	—	—	—	60,000	10,000
									30	10

単位: Bq/L

	福島第一 港湾内 西側	福島第一 港湾内 北側	福島第一 港湾内 南側	福島第一 港湾中央	福島第一 北防波堤 北側 (T-0-1)	福島第一 港湾口 北東側 (T-0-1A)	福島第一 港湾口 東側 (T-0-2)	福島第一 港湾口 南東側 (T-0-3A)	福島第一 南防波堤 南側 (T-0-3)	※ 告示濃度 限度	WHO飲料水 水質ガイドライン
採取日	1月30日	1月30日	1月30日	1月30日	1月30日	1月30日	1月30日	1月30日	1月30日		
採取時刻	6:48	6:46	6:56	6:50							
Cs-134 (約2年)	ND(0.31)	ND(0.31)	ND(0.28)	ND(0.46)						60	10
Cs-137 (約30年)	1.3	0.70	0.65	1.9						90	10
全β	16	ND(12)	15	ND(12)							
H-3 (約12年)	—	—	—	—							
Sr-90 (約29年)	—	—	—	—						60,000	10,000
										30	10

* NDは検出限界値未満を表し、()内に検出限界値を示す。

* 測定対象外の項目は「—」と記す。

* 物揚場前は、シルトフェンス開閉を行った日は開閉実施後にもサンプリングを実施。

* 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度
(別表第1第六欄:周辺監視区域外の水中の濃度限度[本表では、Bq/cm³の表記をBq/Lに換算した値を記載])

10/11

2020年1月31日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

福島第一原子力発電所 サブドレン・地下水ドレン浄化水の分析結果

単位: Bq/L

	一時貯水タンク J (サンプルタンク J)		運用目標	告示濃度 ※1 限度	WHO飲料水 水質ガイドライン
	東京電力	第三者機関			
採取日	2020年1月27日	2020年1月27日			
採取時刻	7:24	7:24			
貯水量 [m ³]	570	570			
セシウム134	ND(0.48)	ND(0.59)	1	60	10
セシウム137	ND(0.53)	ND(0.67)	1	90	10
その他 ガンマ核種	検出なし	検出なし	検出されないこと ※2		
全ベータ	ND(1.9)	ND(0.35)	3(1) (注)		
トリチウム	1,200	1,200	1,500	60,000	10,000

* 第三者機関: 東北緑化環境保全株式会社

* NDは検出限界値未満を表し、()内に検出限界値を示す。

(注) 運用目標の全ベータについては、10日に1回程度の分析では、検出限界値を 1 Bq/Lに下げて実施。

※1 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度
(別表第1 第六欄: 周辺監視区域外の水中の濃度限度[本表では、Bq/cm³の表記をBq/Lに換算した値を記載])

※2 セシウム134, セシウム137の検出限界値「1Bq/L未満」を確認する測定にて検出されないこと(天然核種を除く)。



2020年1月31日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

福島第一原子力発電所 地下水バイパス 一時貯留タンク分析結果

単位: Bq/L

項目	Gr3(グループ3)		運用目標	※1 告示濃度 限度	WHO飲料水 水質ガイドライン
	東京電力	第三者機関			
採取日	2020年1月24日	2020年1月24日			
採取時刻	7:10	7:10			
貯水量 [m ³]	2,240	2,240			
セシウム134	ND(0.60)	ND(0.57)	1	60	10
セシウム137	ND(0.53)	ND(0.55)	1	90	10
その他ガンマ核種	検出なし	検出なし	検出されないこと ※2		
全ベータ	ND(0.67)	ND(0.63)	5(1) ^(注)		
トリチウム	110	120	1,500	60,000	10,000

* 第三者機関: 日本分析センター

* NDは検出限界値未満を表し、()内に検出限界値を示す。

(注) 運用目標の全ベータについては、10日に1回程度の分析では、検出限界値を 1 Bq/Lに下げて実施。

※1 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度
(別表第1第六欄: 周辺監視区域外の水中の濃度限度[本表では、Bq/cm³の表記をBq/Lに換算した値を記載])

※2 セシウム134, セシウム137の検出限界値「1Bq/L未満」を確認する測定にて検出されないこと(天然核種を除く)。

15:52受

1/2

様式0-1(1/2)
(第20757報)

応急措置の概要 (原子炉施設)

2020年1月31日15時30分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 磯貝 智彦

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ) (対応日時, 対応の概要)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>第8137報他でお知らせした、1号機放水路上流側立坑においてCs-137の濃度が上昇した事象、及び第10182報他でお知らせした、2号機放水路上流側立坑において全ベータ放射能及びトリチウム濃度が上昇した事象について、1号機及び2号機放水路立坑水の分析を実施しましたので、以下のとおり報告します。</p> <p>・福島第一原子力発電所構内1号機、2号機放水路サンプリング結果 [採取日 1月29日]</p> <p>今回の分析結果については、至近の分析結果と比較して有意な変動はありませんでした。今後も監視を継続していきます。</p> <p>【公表区分: その他】</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

2/2

2020年1月31日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

福島第一原子力発電所構内1号機、2号機放水路サンプリング結果

単位: Bq/L

	1号機放水路立坑水		2号機放水路立坑水	
	上流側	下流側	上流側	下流側
採取日	1月29日	1月29日	1月29日	1月29日
採取時刻	7:10	7:51	7:19	7:54
Cs-134(約2年)	140	43	1,000	ND(6.7)
Cs-137(約30年)	2,100	680	16,000*1	31
全β	3,000	2,000	16,000	110
H-3(約12年)	140	270	ND(120)	ND(120)

* NDは検出限界値未満を表し、()内に検出限界値を示す。

* 1 過去最高値(「福島第一原子力発電所構内1号機、2号機放水路サンプリング結果」およびその関連の参考資料で過去に示した値との比較)

15:52受

1/1

様式9-1(1/2)
(第20758報)

応急措置の概要 (原子炉施設)

2020年(月3)日15時30分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 磯貝 智彦
連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ) (対応日時, 対応の概要)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>第20753報でお知らせしたとおり、サブドレン他水処理施設一時貯水タンクKに貯水していた水について、本日以下のとおり排水を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水開始 : 10時32分 ・排水終了 : 13時17分 ・排水量 : 409m³ <p>排水状況については、漏えい等の異常がないことを確認しております。</p> <p>【公表区分：E】</p>
	※添付の有・無 <input checked="" type="radio"/>
その他の事項の対応(注3)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。

16:44受

1/1

様式9-1(1/2)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第20759報)

2020年1月31日16時38分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
 福島第一廃炉推進カンパニー
 福島第一原子力発電所
 原子力防災管理者 磯貝 智彦
 連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22																																																												
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所																																																												
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)																																																												
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)																																																												
発生事象と対応の概要(注2)	<p>(対応日時, 対応の概要) 第20747報他でお知らせした、2号機タービン建屋北東エリアの滞留水水位が近傍のサブドレン水の水位を一時的に越えていた事象について、2号機タービン建屋近傍のサブドレン水の分析を実施しましたので、以下のとおりお知らせします。</p> <p><2号機タービン建屋北東エリアのサブドレン水分析結果> [採取日 1月31日] サブドレンNo</p> <table border="0"> <tr> <td>No. 1</td> <td>: Cs-134</td> <td>7.7 Bq/L</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>Cs-137 1.5×10² Bq/L</td> </tr> <tr> <td>No. 21</td> <td>: Cs-134</td> <td>検出限界値未満 (<7.0 Bq/L)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>Cs-137 1.7×10¹ Bq/L</td> </tr> <tr> <td>No. 22</td> <td>: Cs-134</td> <td>9.3 Bq/L</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>Cs-137 1.8×10² Bq/L</td> </tr> <tr> <td>No. 23</td> <td>: Cs-134</td> <td>1.8×10¹ Bq/L</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>Cs-137 2.3×10² Bq/L</td> </tr> <tr> <td>No. 24</td> <td>: Cs-134</td> <td>2.5×10¹ Bq/L</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>Cs-137 4.3×10² Bq/L</td> </tr> <tr> <td>No. 25</td> <td>: Cs-134</td> <td>7.3 Bq/L</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>Cs-137 1.6×10² Bq/L</td> </tr> <tr> <td>No. 26</td> <td>: Cs-134</td> <td>1.4×10¹ Bq/L</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>Cs-137 2.6×10² Bq/L</td> </tr> <tr> <td>No. 27</td> <td>: Cs-134</td> <td>9.7×10¹ Bq/L</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>Cs-137 1.7×10³ Bq/L</td> </tr> <tr> <td>No. 33</td> <td>: Cs-134</td> <td>検出限界値未満 (<3.9 Bq/L)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>Cs-137 6.6 Bq/L</td> </tr> <tr> <td>No. 34</td> <td>: Cs-134</td> <td>検出限界値未満 (<4.9 Bq/L)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>Cs-137 4.6 Bq/L</td> </tr> </table> <p>引き続き監視を強化し定期的にサンプリングを実施していきます。 【公表区分: B続】 ※添付の有・<input checked="" type="radio"/>無</p>	No. 1	: Cs-134	7.7 Bq/L			Cs-137 1.5×10 ² Bq/L	No. 21	: Cs-134	検出限界値未満 (<7.0 Bq/L)			Cs-137 1.7×10 ¹ Bq/L	No. 22	: Cs-134	9.3 Bq/L			Cs-137 1.8×10 ² Bq/L	No. 23	: Cs-134	1.8×10 ¹ Bq/L			Cs-137 2.3×10 ² Bq/L	No. 24	: Cs-134	2.5×10 ¹ Bq/L			Cs-137 4.3×10 ² Bq/L	No. 25	: Cs-134	7.3 Bq/L			Cs-137 1.6×10 ² Bq/L	No. 26	: Cs-134	1.4×10 ¹ Bq/L			Cs-137 2.6×10 ² Bq/L	No. 27	: Cs-134	9.7×10 ¹ Bq/L			Cs-137 1.7×10 ³ Bq/L	No. 33	: Cs-134	検出限界値未満 (<3.9 Bq/L)			Cs-137 6.6 Bq/L	No. 34	: Cs-134	検出限界値未満 (<4.9 Bq/L)			Cs-137 4.6 Bq/L
No. 1	: Cs-134	7.7 Bq/L																																																											
		Cs-137 1.5×10 ² Bq/L																																																											
No. 21	: Cs-134	検出限界値未満 (<7.0 Bq/L)																																																											
		Cs-137 1.7×10 ¹ Bq/L																																																											
No. 22	: Cs-134	9.3 Bq/L																																																											
		Cs-137 1.8×10 ² Bq/L																																																											
No. 23	: Cs-134	1.8×10 ¹ Bq/L																																																											
		Cs-137 2.3×10 ² Bq/L																																																											
No. 24	: Cs-134	2.5×10 ¹ Bq/L																																																											
		Cs-137 4.3×10 ² Bq/L																																																											
No. 25	: Cs-134	7.3 Bq/L																																																											
		Cs-137 1.6×10 ² Bq/L																																																											
No. 26	: Cs-134	1.4×10 ¹ Bq/L																																																											
		Cs-137 2.6×10 ² Bq/L																																																											
No. 27	: Cs-134	9.7×10 ¹ Bq/L																																																											
		Cs-137 1.7×10 ³ Bq/L																																																											
No. 33	: Cs-134	検出限界値未満 (<3.9 Bq/L)																																																											
		Cs-137 6.6 Bq/L																																																											
No. 34	: Cs-134	検出限界値未満 (<4.9 Bq/L)																																																											
		Cs-137 4.6 Bq/L																																																											
その他の事項の対応(注3)	なし																																																												

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事象該当事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。

訂正 Rev.1

19=27 受

Rev.1 発信時刻

2020年1月31日19時10分

1/1

* 4.6Bq/L => 4.6x10^1Bq/L
<誤> <正>

様式9-1(1/2)

応急措置の概要(原子炉施設)

(第20759報)

2020年1月31日16時38分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 磯貝 智彦

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22																																																																																
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所																																																																																
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)																																																																																
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)																																																																																
発生事象と対応の概要(注2)	<p>(対応日時, 対応の概要) 第20747報他でお知らせした、2号機タービン建屋北東エリアの滞留水水位が近傍のサブドレン水の水位を一時的に越えていた事象について、2号機タービン建屋近傍のサブドレン水の分析を実施しましたので、以下のとおりお知らせします。</p> <p><2号機タービン建屋北東エリアのサブドレン水分析結果> [採取日 1月31日] サブドレンNo</p> <table border="0"> <tr><td>No. 1</td><td>:</td><td>Cs-134</td><td>7.7Bq/L</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>Cs-137</td><td>1.5x10²Bq/L</td></tr> <tr><td>No. 21</td><td>:</td><td>Cs-134</td><td>検出限界値未満 (<7.0Bq/L)</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>Cs-137</td><td>1.7x10¹Bq/L</td></tr> <tr><td>No. 22</td><td>:</td><td>Cs-134</td><td>9.3Bq/L</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>Cs-137</td><td>1.8x10²Bq/L</td></tr> <tr><td>No. 23</td><td>:</td><td>Cs-134</td><td>1.8x10¹Bq/L</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>Cs-137</td><td>2.3x10²Bq/L</td></tr> <tr><td>No. 24</td><td>:</td><td>Cs-134</td><td>2.5x10¹Bq/L</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>Cs-137</td><td>4.3x10²Bq/L</td></tr> <tr><td>No. 25</td><td>:</td><td>Cs-134</td><td>7.3Bq/L</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>Cs-137</td><td>1.6x10²Bq/L</td></tr> <tr><td>No. 26</td><td>:</td><td>Cs-134</td><td>1.4x10¹Bq/L</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>Cs-137</td><td>2.6x10²Bq/L</td></tr> <tr><td>No. 27</td><td>:</td><td>Cs-134</td><td>9.7x10¹Bq/L</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>Cs-137</td><td>1.7x10³Bq/L</td></tr> <tr><td>No. 33</td><td>:</td><td>Cs-134</td><td>検出限界値未満 (<3.9Bq/L)</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>Cs-137</td><td>6.6Bq/L</td></tr> <tr><td>No. 34</td><td>:</td><td>Cs-134</td><td>検出限界値未満 (<4.9Bq/L)</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>Cs-137</td><td>*4.6Bq/L => 4.6x10¹Bq/L</td></tr> </table> <p>引き続き監視を強化し定期的にサンプリングを実施していきます。 【公表区分: B統】 ※添付の有・<input checked="" type="radio"/>無</p>	No. 1	:	Cs-134	7.7Bq/L			Cs-137	1.5x10 ² Bq/L	No. 21	:	Cs-134	検出限界値未満 (<7.0Bq/L)			Cs-137	1.7x10 ¹ Bq/L	No. 22	:	Cs-134	9.3Bq/L			Cs-137	1.8x10 ² Bq/L	No. 23	:	Cs-134	1.8x10 ¹ Bq/L			Cs-137	2.3x10 ² Bq/L	No. 24	:	Cs-134	2.5x10 ¹ Bq/L			Cs-137	4.3x10 ² Bq/L	No. 25	:	Cs-134	7.3Bq/L			Cs-137	1.6x10 ² Bq/L	No. 26	:	Cs-134	1.4x10 ¹ Bq/L			Cs-137	2.6x10 ² Bq/L	No. 27	:	Cs-134	9.7x10 ¹ Bq/L			Cs-137	1.7x10 ³ Bq/L	No. 33	:	Cs-134	検出限界値未満 (<3.9Bq/L)			Cs-137	6.6Bq/L	No. 34	:	Cs-134	検出限界値未満 (<4.9Bq/L)			Cs-137	*4.6Bq/L => 4.6x10 ¹ Bq/L
No. 1	:	Cs-134	7.7Bq/L																																																																														
		Cs-137	1.5x10 ² Bq/L																																																																														
No. 21	:	Cs-134	検出限界値未満 (<7.0Bq/L)																																																																														
		Cs-137	1.7x10 ¹ Bq/L																																																																														
No. 22	:	Cs-134	9.3Bq/L																																																																														
		Cs-137	1.8x10 ² Bq/L																																																																														
No. 23	:	Cs-134	1.8x10 ¹ Bq/L																																																																														
		Cs-137	2.3x10 ² Bq/L																																																																														
No. 24	:	Cs-134	2.5x10 ¹ Bq/L																																																																														
		Cs-137	4.3x10 ² Bq/L																																																																														
No. 25	:	Cs-134	7.3Bq/L																																																																														
		Cs-137	1.6x10 ² Bq/L																																																																														
No. 26	:	Cs-134	1.4x10 ¹ Bq/L																																																																														
		Cs-137	2.6x10 ² Bq/L																																																																														
No. 27	:	Cs-134	9.7x10 ¹ Bq/L																																																																														
		Cs-137	1.7x10 ³ Bq/L																																																																														
No. 33	:	Cs-134	検出限界値未満 (<3.9Bq/L)																																																																														
		Cs-137	6.6Bq/L																																																																														
No. 34	:	Cs-134	検出限界値未満 (<4.9Bq/L)																																																																														
		Cs-137	*4.6Bq/L => 4.6x10 ¹ Bq/L																																																																														
その他の事項の対応(注3)	なし																																																																																

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。

18:49 受

1/1

様式0-1(1/2)

応急措置の概要(原子炉施設)

(第20760報)

2020年(月31)日(18時40分)

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
 福島第一廃炉推進カンパニー
 福島第一原子力発電所
 原子力防災管理者 磯貝 智彦
 連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>(対応日時, 対応の概要)</p> <p>第20743報他でお知らせしたとおり、1号機、2号機および3号機の原子炉注水設備については、3号機燃料デブリ冷却状況の確認試験に関連し、本日18時10分、原子炉注水量を以下のとおり変更しました。</p> <p><原子炉注水量変更></p> <p>1号機 給水系原子炉注水量 : 2.4 m³/h → 3.0 m³/h</p> <p>2号機 給水系原子炉注水量 : 1.4 m³/h → 2.0 m³/h</p> <p>3号機 炉心スプレイ系原子炉注水量 : 1.4 m³/h → 3.0 m³/h</p> <p>3号機 給水系原子炉注水量 : 1.5 m³/h → 0 m³/h</p> <p>【公表区分: E】</p> <p>※添付の有・<input checked="" type="radio"/>無</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。